奈　福　介　福　号　外

令和５年４月１２日

各介護保険サービス等事業者　御中

　　　　　　　　　　　奈良市福祉部

介護福祉課長

＜公印省略＞

令和５年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

標記の交付金について、近畿厚生局より標記補助金について協議を実施する旨の通知がありました。

つきましては、当該補助金の活用を希望する場合は、下記のとおり当課まで協議をお願いいたします。

記

１．補助対象事業及び補助協議単価等

　　別添資料のとおり

２．提出資料

・防災・減災等事業整備計画書（別添２）

・整備計画一覧表（別添３）

・平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

・見積書（複数）

　　・補助対象面積確認シート（必要に応じて）

３．提 出 先

奈良市 介護福祉課 施設整備係

４．提出方法・部数

（１）紙媒体**３部**

（２）電子媒体　１部（メールによるデータ送付）

５．提出期限

**令和５年４月２４日（月）正午　必着（期限厳守）**

６．留意事項

* **市からの交付決定（例年１０月～１１月頃）があった後に、工事契約、着工を行っていただき、令和６年２月２９日までに工事が完了**するもののみ、協議をあげてください。
* 事業により補助対象施設が異なるのでご留意ください。
* 協議書類の提出後、市及び国で事業採択のための審査を行う予定であり、必ず採択されるものではありません。
* 補助を受けて整備した施設整備について、処分制限期間が経過するまでの間に補助対象財産を譲渡、廃棄等したり、補助対象サービス事業自体を廃止等した場合は、財産処分に補助金の返還が生じるので、ご留意ください。
* 対象施設が賃貸借物件の場合は、貸主の合意を得たうえで協議を行ってください。
* 事業内容検討の際には、令和５年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る

留意事項（奈良市）や国要綱等参考資料（zipファイル）を確認してください。

|  |
| --- |
| 奈良市　福祉部　介護福祉課　施設整備係  担当：西田・成田  電 話：０７４２－３４－５４２２  e-mail：kaigofukushi@city.nara.lg.jp |